

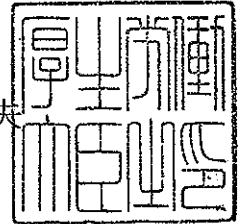
厚生労働省発食安第0507001号

平成 19 年 5 月 7 日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



食品安全基本法第24条第2項に基づく報告について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項について貴委員会に報告する。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項10における、製造され、又は加工される食品の原材料たる食品に法第11条第1項に基づく成分規格が設定されていない場合の取扱いに係る解釈を明確にするため、当該告示における規定の追加を行うに当たり、当該規定の追加が食品安全基本法第11条第1項第3号に該当することから、同法第24条第1項ただし書の規定に基づき、同項本文の規定に基づく同条第11条第1項に規定する食品健康影響評価の依頼を事前には行わないこととしていたところ、平成19年2月27日をもって当該規定の追加を行ったこと



加工食品の法第11条第3項への基準適合性に係る告示改正について

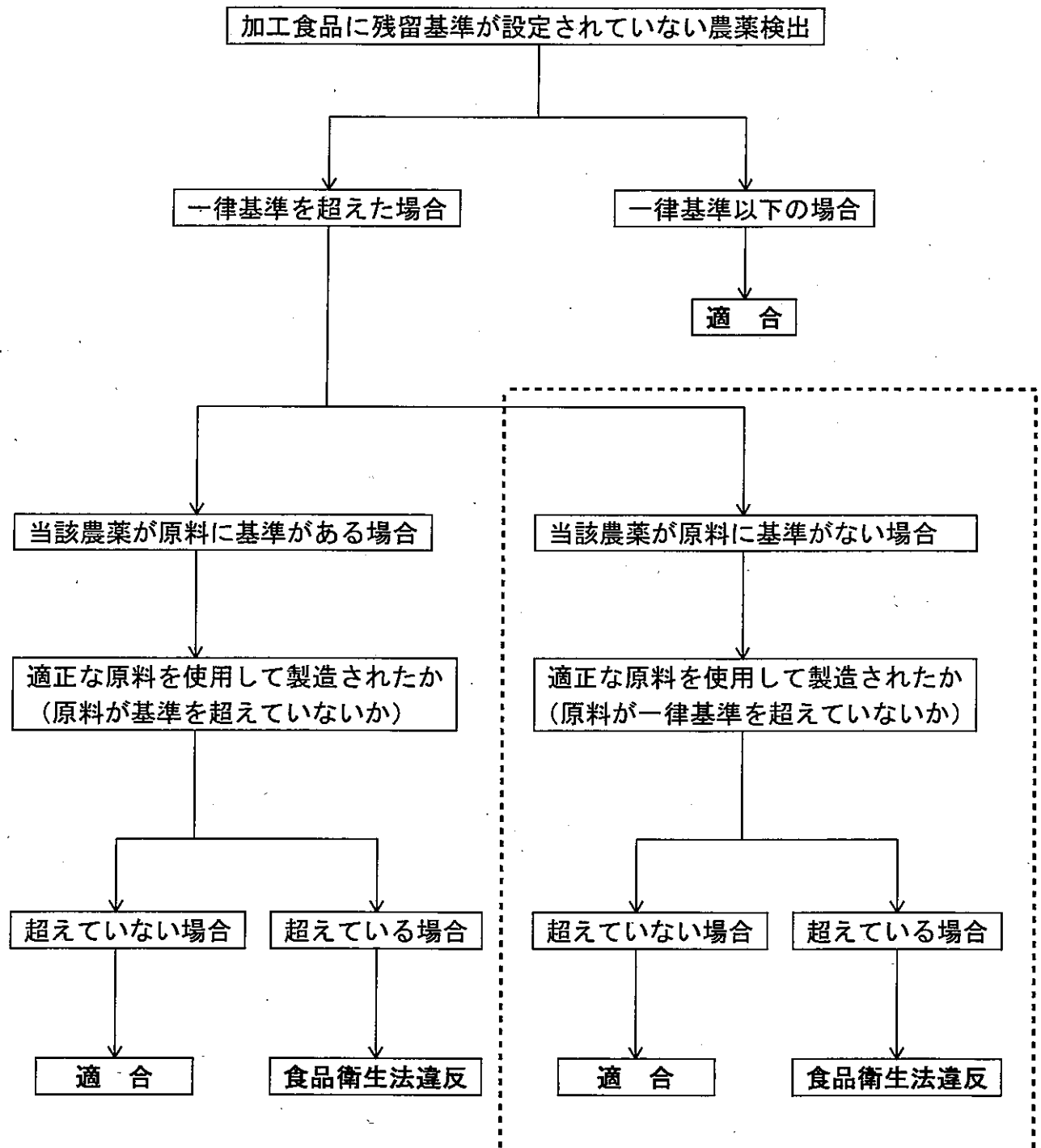
食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、平成17年厚生労働省告示第499号による改正後の食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）第1食品の部A食品一般の成分規格10において、当該告示において成分規格が定められている食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該食品の原材料たる食品が当該成分規格に適合するものでなければならないとされている。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について（平成17年11月29日食安発第1129001号。以下「施行通知」という。）において、加工食品の原材料が成分規格に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに成分規格に適合するものと解されるとされているところである。

しかしながら、告示において成分規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、その取扱いについて告示及び施行通知において明確に示されていない。

このため、告示において成分規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品についても、当該加工食品の原材料に残留する農薬等が食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えていなければ、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに成分規格に適合するものとして 取扱う旨の解釈を明確にするために、告示の規定の追加を行った。

加工食品で基準値の設定されていない農薬等の残留基準の規制について



* 点線で囲んだ部分が今回の告示部分。

(参考)

○ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）～抜粋～

10 6又は9に定めるもののほか、6から9までにおいて成分規格が定められている食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該製造され、又は加工される食品の原材料たる食品が、それぞれ6から9までに定める成分規格に適合するものでなくてはならない。

11 6又は9に定めるもののほか、5から9までにおいて成分規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該製造され又は加工される食品の原材料たる食品が、法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えて、農薬等の成分である物質（同項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）を含有するものであってはならない。

○ 食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について（平成17年11月29日付け食安発第1129001号）～抜粋～

第2 改正及び制定の要旨

3 残留基準告示関係

(8) 改正後の一般規則の10について

法第11条第3項の施行により、すべての食品が一律基準の対象となるため、同条第1項に基づく食品規格が定められていない加工食品についても一律基準の規制対象となるのが原則であるが、当該加工食品の原材料が食品規格に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。

加工食品について、既に科学的検討がなされているものについては、9において食品規格を定めてあり、今後も必要に応じて9に新たな規格を規定していくこととなること。

(9) 改正後の一般規則の11について

食品規格が定められていない食品を原材料として製造され又は加工される食品については、当該加工食品の原材料が一律基準に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。